

事 務 連 絡
令和6年10月1日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

被扶養者調査票(異動届)の提出について

謹啓 仲秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の事業運営につきましては、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者の資格の確認（以下、「検認」）につきましては、健康保険法施行規則第50条に規定されているとおり、保険給付の適正化の観点から毎年実施しております。今年度は、18歳以上の子を対象に実施いたします。

なお、昨年度よりマイナンバーによる情報連携を活用し、収入が一定水準を下回っている確認ができなかった方等にのみ被扶養者調査票（異動届）等をご提出いただくよう大幅な見直しを行いました。別紙「被扶養者調査票(異動届)の提出について」をご確認いただき、被扶養者調査票(異動届)等をご提出いただきますようお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【お問合せ先】

業務部 適用・徴収グループ

Tel 03-3404-7344

被扶養者調査票(異動届)の提出について

1. 提出期限

令和 6 年 11 月 29 日 (金)

2. 対象被扶養者

①18 歳以上の子

令和 6 年 8 月 30 日現在、被扶養者として認定されている方が対象となります。

なお、調査票提出時に被保険者が資格を喪失している、または対象となる被扶養者が削除されている場合は、調査票の提出は不要です。

3. 検認方法について

マイナンバーによる情報連携を活用し、収入が一定水準を下回っている確認ができなかった方及び資格が重複されている方等を対象に、被扶養者調査票等のご提出をお願いします。

4. 提出先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ 宛

5. 提出方法

各被扶養者調査票に確認書類をホチキス留めし、事業所にてお取りまとめの上
ご提出ください。

6. 記入方法等

1) 共通事項

- ・ 調査票には、令和 6 年 8 月 30 日現在の被扶養者の情報を掲載しています。
記載されている被扶養者の「氏名」「性別」「生年月日」「続柄」を確認いただき、誤りがある場合は二重線を引き正しい内容を赤字で記入してください。
- ・ 「職業」欄は、「学生」「アルバイト」等を記入してください。
- ・ 「年金受給」欄は、該当する内容を○で囲んでください。
- ・ 対象被扶養者に収入がある場合は、「年間収入見込み(円)」欄へ年間の合計見込み額を記入してください。(雇用保険における基本手当(失業手当)も収入に含まれます。)
- ・ 「世帯別同別居」欄は、該当する内容を○で囲んでください。別居の場合は、「被扶養者住所」欄へ記入してください。
- ・ 記載されている被扶養者を削除する場合は、「被扶養者でなくなった日」欄へ被扶養者でなくなった日(事実発生日、就職日、婚姻日等)及び扶養しなくなった理由(「就職」「婚姻」「収入増」等)を記入してください。
- ・ 被扶養者の状況により添付していただく書類が異なります。別表「検認用添付書類一覧」をご確認いただき、該当書類を全て添付願います。
(令和 5 年 6 月 1 日以降に初めて被扶養者として認定された方は書類の添付は不要です。)
- ・ この調査票の提出にて被扶養者を削除又は訂正(フリガナ訂正は除く)する場合は、当該被扶養者の被保険者証を添付してください。

2) 国外に居住しているため日本に住民票がない場合

以下の①～③いずれかに該当し各要件を満たしており、基準収入内で日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外的に被扶養者となることができますので、それぞれ該当する証明書類を添付してください。(確認書類が外国語で記載されている場合は、内容を翻訳したものを添付してください。)

① 外国において留学をする学生

○査証(写) ○在学証明書や入学証明書等 ○送金、仕送り額が確認できる書類

② 国外に赴任する被保険者に同行する場合

○査証(写) ○海外赴任辞令(写) ○海外の公的機関発行の居住証明書等

③ 就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する者

○査証(写) ○ボランティア派遣機関の証明書や参加同意書(写)等

3) 「年収の壁・支援強化パッケージ(130万円の壁)」について

被扶養者の認定には、対象者年間収入が130万円未満(60歳以上または障害年金受給の方は180万円未満)であること等が要件となっていますが、事業主の人手不足等の事情に伴う労働時間延長等による一時的な収入変動により、認定基準を超える収入となってしまった場合には、例外が認められる場合があります。

該当者は**別表**「令和6年度検認用添付書類一覧表」書類に加えて以下の書類を添付してください。

○雇用契約書(写) ○**別紙1**被扶養者の収入確認に当たっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書

4) 確認書類の添付について

別表「令和6年度検認用添付書類一覧表」をご参照いただき、該当の書類をすべて添付してください。

7. 情報連携について

情報連携の活用を行った場合であっても、中間サーバーを通じて市町村等から提供された情報では収入額が確認できないことが生じます。なお、収入額が確認されなかった理由及び収入額等の詳細に関するお問合せについては、当組合では回答出来かねますので予めご承知おきください。

8. その他

- 1) 検認の結果、該当者が被扶養者の要件を満たさないことが確認された場合は、調査票の提出により被扶養者から削除することになりますので、その場合は該当者の被保険者証の回収にご協力お願いいたします。また、被扶養者の要件は、以下のQRコードから当組合ホームページをご確認ください。

【URL】<http://www.sekkei-kenpo.org/kakushuTetsuduki/lifeScene/huyou/aboutHuyouKazoku>



- 2) 調査票に記載されている「被扶養者認定年月日」は、被保険者の転籍や再雇用により空白期間がなく継続して被扶養者である場合は、転籍等の後に新たに記号・番号が附番された年月日を記載しています。
- 3) 調査票に記載されていない被扶養者の削除については、「被扶養者(異動)届」に該当者の被保険者証を添付し、別途ご提出ください。
- 4) 提出期限までに調査票の提出がない方や、証明書の添付がない方は、その被扶養者を削除いたしますので、必ず提出期限までに提出していただくようお願いいたします。

● ご不明な点は、業務部 適用・徴収グループまでお問い合わせください。

☎ 03 (3404) 7344

記入例

(株)〇〇〇〇設計事務所

健保 太郎 様

提出期限

令和6年11月29日

記入上の注意

9999-111

令和6年8月30日

健康保険被扶養者調査票

全国設計事務所健康保険組合

事業所名	証記号番号	資格取得日
(株)〇〇〇〇設計事務所	9999-111	平成13年4月1日
被保険者住所	生年月日	性別
151-0000 東京都渋谷区千駄ヶ谷〇-1-1	昭和38年2月10日	男

旧住所が記載されている場合は、事業所を通じて「被保険者住所変更届」を提出してください。

被扶養者について記入	氏名				性別	生年月日	続柄	職業	年金受給	年間収入見込み(円)	世帯別 同別	認定年月
	被扶養者住所（被保険者と違う場合）											被扶養者でなくなった日
	例①	ケンボ 健保	ハコ 花子 華子	女	平成 16年8月 25日	子	学生	有・ 無	0	同居 ・ 別居	平成 16年8月25日	
	例②	ケンボ 健保	ハコ 花子	女	平成 13年10月 13日	子	アルバイト	有・ 無	95万	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日	
	例③	ケンボ 健保	リウイチ 良一	男	平成 17年1月 25日	子	学生	有・ 無	0	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日	
		001-0000 北海道札幌市北区〇〇1-1-5										
	例④	ケンボ 健保	カミ 久美子	女	平成 11年10月 10日	子	パート	有・ 無	140万	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日	
											有・ 無	同居 ・ 別居
備考												

誤りがあった場合は、二重線を引き正しい内容を赤字で訂正してください。

学生、アルバイト、無職、自営業等と記入してください。

収入がある場合は、給与収入、年金収入、自営業収入、雇用保険(基本手当日額×360)等の合計見込み額を記入してください。

別居している場合は、住所を記入してください。

削除する場合は、被扶養者でなくなった日及び扶養しなくなった理由(「就職」「収入増」等)を記入してしてください。

別 表

令和6年度検認用添付書類一覧表

添付書類		認定対象者		(B) 学生以外の 収入のない方	(C) 学生以外の収入のある方			
		(A) 学生			給与収入のある方	給与以外の収入のある方	障害者で収入のない方	障害者で収入のある方
		収入のない方	収入のある方					
①	学生証(両面写) または在学証明書(原本)	○	○					
②	市区町村発行の「(直近の)非課税証明書(原本)」	○		○			○	
③	前年分給与所得の源泉徴収票(写) または収入額の記載のある市区町村 発行の直近の課税証明書(原本) ※支払調書のための提出は不可		○		○			○
④	確定申告書と収支内訳書(写) (税務署の受理印があるもの) ※支払調書のための提出は不可		給与以外の収入 ある場合 ○			○		給与以外の収入ある場合 ○
⑤	年金振込通知書(写)		○				○	○
⑥	直近1年間の送金事実と仕送り額が 確認できる、金融機関発行の振込依 頼書または振込先の通帳(写)	昼間学生の場合は不要 ○		別居の場合 ○	別居の場合 ○	別居の場合 ○	別居の場合 ○	別居の場合 ○

※国外居住者の添付書類については本通知文6-2)をご確認ください。

※「年収の壁・支援強化パッケージ(130万円の壁)」該当者の添付書類については上記一覧表及び本通知文6-3)をご確認ください。

※対象者が該当する書類(○)をすべて添付してください。③④はいずれか該当する方を添付してください。

※上記書類は提出いただくものの例です。他の書類をお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。

※令和5年6月1日以降に初めて扶養認定された方のみ、証明書の添付は必要ありません。調査票のみご記入の上ご提出ください。(該当者は「組合内異動者リスト」にてご確認ください。)

証明書の注意事項

① 市区町村発行の(非)課税証明書などは、令和6年度の証明書(令和5年1月～令和5年12月収入分)を添付してください。その際、証明書に収入額の記載があるかどうか確認してください。(必要経費を差し引いた所得金額のみの記載では、実際の収入額が分かりませんのでご注意ください。)

② 「収入」とはすべての収入(給与、家賃収入、配当収入、公的私的年金収入など)が対象となります。

③ 証明書に、個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、塗りつぶしてください。